

日本年金機構からのお知らせ

～年金生活者支援給付金について～

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取るためには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続は、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

● 対象となる方は

◇老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

◇障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約462万円以下

● 請求手続について

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より10月中旬頃から、請求可能である旨のお知らせを送付しています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）をご記入の上、提出してください。令和3年2月1日までに請求手続が完了しますと、令和2年8月分から遡って受け取ることができます。

② 年金を受給し始める方

年金の請求手続と併せて年金事務所または市区町村で請求手続をしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることがありません。

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です！

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らせていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給額について、年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、竜王年金事務所（☎055-278-1100）にお問い合わせください。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和2年中(令和2年1月1日から令和2年12月31日)に納められた保険料の全額です（令和2年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。

そのため、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に送付されますので、お手元に届きましたら大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付スケジュールは、次のとおりです。

発送時期	対象者
令和2年11月上旬	令和2年1月1日から令和2年9月30までの間に国民年金保険料を納付された方
令和3年2月上旬	令和2年10月1日から令和2年12月31までの間に国民年金保険料を納付された方 〔 令和2年1月1日から令和2年9月30までの間に国民年金保険料を納付された方は除きます。 〕

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくある質問（Q & A）等については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載されていますので、ぜひご利用ください。また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設される予定（令和2年11月中を予定）です。お電話でのお問い合わせは、下記までお願ひします。

★ 社会保険料控除証明書に関するお問い合わせ先 ★

◇ねんきん加入者ダイヤル：☎ 0570-003-004

< 受付可能時間 >

・月曜日～金曜日 午前8：30～午後7：00

・第2土曜日 午前9：30～午後4：00

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一の時にも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。